

## 吸収合併に係る事前開示書面

2021年8月27日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社エムティーアイ  
代表取締役 前多 俊宏

当社は、株式会社メディアアーノ（2021年9月30日付で「メディアアーノ株式会社」へ商号変更予定。以下「メディアアーノ」といいます。）と合併し、メディアアーノの権利義務を承継することに致しました（以下「本吸収合併」といいます。）。

会社法第794条第1項の定めに従い、本吸収合併に関して次のとおり、吸収合併契約書の内容その他会社法施行規則第191条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

### 1. 吸収合併契約書の内容

別添1のとおりです。

### 2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は本吸収合併に際し、メディアアーノの株主に対して当社の株式その他の対価を交付いたしません。当社が完全親会社として、メディアアーノの発行済株式の全部を保有していることに鑑み、相当であると判断しております。

### 3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 吸収消滅会社に関する事項

#### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添2のとおりです。

#### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

#### (3) 最終事業年度の末日後に生じた財産状況に重要な影響を与える事象

メディアアーノは、2021年9月30日付で、M&A事業及びコンテンツ事業について有する権利義務を新会社へ承継させる新設分割計画を作成しております。

5. 吸収合併存続会社（当社）に関する事項

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社がメディアアーノに対して有する債権について、2021年8月31日をもって、放棄する予定であります。

6. 本吸収合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後の当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておられません。

したがって、本吸収合併後の債務の履行に特段の支障はないものと判断しております。

以上

## 吸収合併契約書

株式会社エムティーアイ（以下「甲」という。）及び株式会社メディアール（2021年9月30日付で「メディアール株式会社」へ商号変更予定。以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法及び条件）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散する。
2. 本吸収合併の効力は、乙が作成した2021年8月20日新設分割計画に係る新設分割（以下「本新設分割」という。）の効力が生じること及び乙による配当財産を本新設分割により設立された新会社の株式200株とする剰余金の配当（以下「本剰余金の配当」という。）の効力が生じることの停止条件として、その効力が生じるものとする。

### 第2条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

- (1) 甲（吸収合併存続会社）  
商号：株式会社エムティーアイ  
住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
- (2) 乙（吸収合併消滅会社）  
商号：株式会社メディアール  
住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

### 第3条（本吸収合併に際して交付する対価並びに資本金及び準備金等）

甲は、本吸収合併に際して乙の株主に対してその株式に代わる甲の株式その他の対価を交付せず、また、甲は資本金及び準備金の額を増加しない。

### 第4条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2021年9月30日とする。ただし、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

### 第5条（合併承認手続等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本吸収合併について法令上要求される手続を履践するものとする。

### 第6条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日前日現在における一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

#### 第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行する。

#### 第8条（合併条件の変更等）

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

#### 第9条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合、その効力を失う。

#### 第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

#### 第11条（契約締結方法）

1. 本契約は、電磁的記録により契約当事者の契約締結に向けた意思表示を記録することを目的としたシステム（以下「電子契約システム」という。）を用いて締結するものとし、甲及び乙は、本契約を書面として作成することは行わず、本契約の締結に用いられた電子契約システムを運営する者の管理又は指定するサーバー（以下「本サーバー」という。）上に保存されるPDFデータを原本として、当該PDFデータに電子署名を行う方法（締結日は本サーバー上に記録された当事者の署名日のうち、後に署名された日付とする。）により本契約の締結とすることに相互に合意したものとみなす。また、甲及び乙は、本契約締結に関し、本契約のPDFデータに電子署名がなされた場合、甲及び乙の署名権限を有する者が当該電子署名を行ったものとみなされることについて、承諾するものとする。
2. 本契約の当事者は、本契約を締結する正当な権限を有することをそれぞれ保証する。

甲 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社エムティーアイ  
代表取締役 前多 俊宏

乙 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社メディアール  
代表取締役 濱田 鉄平

## 第18期 決算公告

2020年12月19日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社メディアアーノ  
代表取締役 濃田 鉄平貸借対照表  
2020年9月30日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>231,027,787</b>	<b>流動負債</b>	<b>144,958,701</b>
現金及び預金	94,196,811	買掛金	63,308,898
売掛金	125,423,597	未払金	34,889,341
その他	11,407,379	未払費用	10,000,263
		未払消費税等	8,312,330
		未払法人税等	5,225,432
		前受金	19,219,117
		役員賞与引当金	3,048,200
		その他	955,120
<b>固定資産</b>	<b>300,993,526</b>	<b>負債合計</b>	<b>144,958,701</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>93,858</b>	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	93,858	<b>株主資本</b>	<b>387,062,612</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>95,113,965</b>	<b>資本金</b>	<b>10,000,000</b>
商標権	510,212	<b>資本剰余金</b>	<b>335,440,271</b>
ソフトウェア	60,435,108	<b>利益剰余金</b>	<b>41,622,341</b>
のれん	34,168,645		
<b>投資その他の資産</b>	<b>205,785,703</b>	<b>純資産合計</b>	<b>387,062,612</b>
関係会社株式	205,447,703	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>532,021,313</b>
敷金	338,000		
<b>資産合計</b>	<b>532,021,313</b>		